

第13回三木市・吉川町合併協議会

平成17年1月27日(木)

様式第1号(第7条関係)

会 議 録

会議の名称	第13回三木市・吉川町合併協議会	
開催日時	平成17年1月27日(木) 開 会 午後1時30分 閉 会 午後2時32分	
開催場所	吉川町総合中央活動センター	
議長氏名	加古房夫	
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり	
欠席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり	
会議事項	1 議 題 別紙のとおり	2 会議結果 別紙のとおり
	会議の経過 別紙のとおり	
会議資料	第13回協議会会議資料 1式	
会 議 録 の 確 定		
確 定 年 月 日		署 名 押 印
平成17年 3月29日		署名委員 印 印

第13回三木市・吉川町合併協議会出席者名簿

区 分	団 体 名	氏 名	出席
1号委員	三木市	加 古 房 夫	
	吉川町	岩 波 勉	
2号委員	三木市	森 本 吉 治	
	吉川町	永 塩 崇	
3号委員	三木市	西 垣 秀 美	
	吉川町	田 中 修 身	
4号委員	三木市	井 川 隆 雄	
		和 泉 藤 枝	
		岡 田 保	
		小 河 壯 太	
		中 井 昭 八 郎	
		西 田 博 之	
		西 本 凱 昭	
		宮 脇 史 郎	
		安 福 恵 子	
	吉川町	大 西 俊 昭	
		大 前 政 博	
		亀 井 美 鈴	
		高 橋 早 弓	
		中 久 保 通 彦	
		西 原 雅 晴	
		西 山 利 幸	
		藤 田 芳 明	
	吉 田 ・ 規		
	共 通	櫛 笥 享 夫	
顧 問	共 通	鷲 尾 弘 志	欠

三木市・吉川町合併協議会幹事会等出席者名簿

区 分	団 体 名	氏 名	出席
幹 事	三木市	澤 田 頼 男	
		井 本 智 勢 子	
		網 谷 喜 明	
		告 野 衛 治	
		小 山 久 男	
		小 西 利 隆	
	吉川町	香 下 利 忠	
		長 谷 川 義 雄	
		岸 本 良 仁	
		小 俵 健	
		上 北 隆 昭	
議会議務局部会	三木市議会議務局長	生 田 俊 博	
議会議務局副部会長	吉川町議会議務局長	森 本 幸 三	

三木市・吉川町合併協議会事務局出席者名簿

	団 体 名	氏 名	出席
事務局	局長	小 谷 政 行	
	次長兼 総務係長	藤 田 均	
	計画係長	梨 原 正 純	
	調整係長	廣 岡 喜 人	
	調整係主任	山 本 佳 史	
	総務係主任	廣 井 愛 邦	
	計画係主任	岩 崎 英 也	

第13回三木市・吉川町合併協議会結果概要

と き 平成17年1月27日(木) 13:30~
ところ 吉川町総合中央活動センター 研修館 講習室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名委員の指名 小河壮太委員(三木市)・西山利幸委員(吉川町)

4 議 事

(1) 報告事項

報告第19号 新市まちづくり計画に係る県との協議結果について

報告第20号 予算の流用について

(2) 協議事項

協議第69号 合併協定書について

承認

5 その他

(1) 合併協定調印式について

日 時 2月2日(水) 午前10時より

会 場 三木市立教育センター 大研修室

(2) 第14回三木市・吉川町合併協議会の日程について

日 時 3月29日(火) 午後1時30分より

会 場 三木市立教育センター 大研修室

6 閉 会

<p>小谷事務局長</p>	<p>開会 午後 1 時30分</p> <p>失礼いたします。</p> <p>定刻になりましたので、これより第13回三木市・吉川町合併協議会を始めさせていただきます。</p> <p>開会に当たりまして、会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
<p>加古会長</p>	<p>皆さん、こんにちは。本日、第13回の三木市・吉川町合併協議会を開かせていただきましたところ、委員の皆さん方、大変お忙しい中、またお寒い中、全員おそろいでご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。</p> <p>合併協議につきましては、昨年 4 月から鋭意大変なご努力をいただきまして、おかげで滞りなく予定の協議事項が終わることができたと、このように喜んでおりますとともに、皆さん方の平素のご活躍なりご精進に心から感謝申し上げるものでございます。本当にありがとうございました。もういよいよ本日は合併協議につきましての調印事項についてご了承を賜りたいと、このように願っておりますので、よろしくご協議のほどお願い申し上げます。</p> <p>振り返り、また今からを思いますと、吉川町におかれましては合併協議が終わるということから、町制50年の歴史を閉じられる年にもなろうと存じますし、また三木にとりましては昨年50年を過ごしたわけでございますが、大三木市という形でいよいよ発足するんかなと、こんな意義ある年にもなるわけでございます。2月2日の調印をしていただき、3月の市・町議会においてご承認をいただければ、知事の方に申請できると、こういう意義ある年でもございます。</p> <p>吉川町にとっては、本当に感慨無量のものがあるかとは存じますが、大きなお気持ちでより今後の三木市のために格別のご理解なり、ご精進なり、ご協力を、ご指導を賜りますことをお願いを申し上げ、皆さん方のますますのご活躍とご健勝、ご多幸をお祈り申し上げながら、まことにその意を尽くしますが、一言お礼のあいさ</p>

<p>小谷事務局長</p> <p>加古議長</p>	<p>つにさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、早速ではございますけども、会議の進行につきまして、議長の方より進めていただきますようお願い申し上げます。</p> <p>それでは、先ほど申し上げましたように、全員のご出席でございますので、会議を進めさせていただきます。よろしくご協力のほどお願いを申し上げます。</p> <p>では、早速でございますが、議事に入らせていただき、議事録署名人につきまして、私の方から指名させていただきます。議事録署名人には、三木市の小河壮太委員、吉川町の西山利幸委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に移らせていただくわけでございますが、報告事項でございます。報告第19号 新市まちづくり計画に係る県との協議結果についてを事務局より報告申し上げますので、ご了解を願います。</p> <p>報告お願いいたします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、事務局の方からご報告をさせていただきたいと思ます。</p> <p>資料の1ページをお開きをいただきたいと思います。</p> <p>報告第19号 新市まちづくり計画に係る県との協議結果についての報告をさせていただきます。</p> <p>資料の2ページをお開きをいただきたいと思います。</p> <p>新市まちづくり計画につきましては、合併特例法の定めによりまして、計画の作成の際には都道府県知事との協議をすることとなっております。この新市まちづくり計画につきましては、第6回の合併協議会にご提案をさせていただきまして、次の第7回の合併協議会より実質協議をさせていただいたところでございます。</p> <p>また、県との事前協議につきましては、合併協議会の進行に合わせてまして順次行ってまいりましたが、昨年末の12月22日の第12回合併協議会で計画の承認をいただきまして、同日付で兵庫県の方に本</p>

<p>加古議長</p> <p>小谷事務局長</p>	<p>申請を行ったところでございます。</p> <p>それを受けまして、兵庫県では市町経営のあり方検討支援本部会議が本年1月7日に開催をされまして、その支援本部会議に三木市・吉川町の新市まちづくり計画が提案をされまして、その計画について承認がなされたところでございます。</p> <p>2ページの写しが、県よりその計画に対して異議なしとした文書通知をいただいたものでございます。</p> <p>以上で、報告第19号の報告を終わらせていただきます。</p> <p>ただいま報告申し上げましたとおり、県知事から異議なしのまちづくりについて承認を賜っておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは次、報告第20号の予算の流用につきまして、事務局からご報告なりお願いを申し上げます。</p> <p>それでは、次に報告第20号でございます。</p> <p>資料の3ページをお開きをいただきたいと思います。</p> <p>報告第20号 平成16年度三木市・吉川町合併協議会予算の流用についてということでございまして、平成16年度三木市・吉川町合併協議会予算の歳出予算を次のとおり流用したので、三木市・吉川町合併協議会財務規程第4条の規定により報告するというものでございまして、この報告につきましては、ここに上げておりますように、合併協議会の予算の流用ということでございます。</p> <p>これにつきましては、協議会が終わりました後、住民の皆様方に協議会の内容をお知らせするために協議会だよりを発行いたしておりますけども、当初見込んでおりましたページ数よりふえてまいりました。それによる印刷等にかかる費用が増加をしまして、その結果、事業費のうち広報広聴費の委託料におきまして予算に不足が生じたために、同じ事業費の調査研究費の委託料より19万3,750円を流用したものでございます。</p> <p>なお、年度末に協議会だよりをあと2回程度発行する予定にいたしておりますけども、これにつきましても同じく予算執行残が見込</p>
---------------------------	--

<p>加古議長</p>	<p>める調査研究費の委託料より流用したいと考えております。その結果につきましては、次回の協議会でまた報告をさせていただきたいと思いをします。</p> <p>以上で報告第20号の報告を終わらせていただきます。</p> <p>報告第20号の予算の流用につきまして、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>(発言する者なし)</p>
<p>加古議長</p>	<p>ご質問がないようでございますので、ご了承いただいたものとさせていただきます、報告といたします。</p> <p>次に、協議事項に入るわけでございますが、協議第69号の合併協定書についてをご協議願いたいと存じます。</p> <p>内容につきまして、事務局から説明を申し上げます。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、協議事項に移らせていただきます。</p> <p>協議第69号 合併協定書についてということで、合併協定書については、別紙のとおりとするというものでございます。</p> <p>資料の6ページをお開きをいただきたいと思います。</p> <p>この合併協定書につきましては、前回の協議会でもご提案をさせていただいておりましたものでございますけれども、次の調印式のとときにこの合併協定書に基づいて調印をお願いするというものでございます。少しお時間をいただきまして、これまで協議会で協議をしていただきましたその結果をこの合併協定書にまとめておりますので、確認を含めまして事務局の方で朗読をさせていただきたいと存じます。</p> <p>それでは、6ページの方でございます。</p> <p>合併協定書、1として合併の方式</p> <p>美囊郡吉川町を廃し、その区域を三木市に編入する編入合併とする。</p> <p>2 合併の期日</p> <p>合併の期日は平成17年10月24日とする。</p>

3 新市の名称

新市の名称は「三木市」とする。

4 新市の事務所の位置

(1) 新市の事務所の位置は、現三木市役所（三木市上の丸町10番30号）とする。

(2) 現吉川町役場（美囊郡吉川町吉安246番地）については、支所とする。

5 財産及び債務の取扱い

美囊郡吉川町の所有する財産、施設及び債務は、すべて三木市に引き継ぐものとする。

6 議会議員の定数及び任期の取扱い

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項及び第3項の規定により、三木市の議会議員の残任期間、吉川町の区域に選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議会議員の定数は3人とする。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

(1) 吉川町の農業委員会は、三木市の農業委員会に統合する。

(2) 農業委員会の委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、吉川町の農業委員会の選挙による委員のうち8名に限り、三木市の農業委員会の委員の残任期間、引き続き三木市の農業委員会の選挙による委員として在任する。この場合において、8名の選出については、吉川町の農業委員で選挙による委員である者の互選による。

(3) 特例期間終了後の委員の定数については、合併後調整する。

8 地方税の取扱い

(1) 個人住民税の税率については、現行のとおりとし、納期については、平成18年度から三木市の制度に統一する。

次、7ページでございます。

(2) 法人市民税の均等割については、現行のとおりとする。法

人市民税の法人税割については、平成18年2月中に課税標準の算定期間の末日となる申告納付分から三木市の制度に統一する。

(3) 固定資産税の税率については、現行のとおりとし、納期については、平成18年度から三木市の制度に統一する。

(4) 軽自動車税の税率については、現行のとおりとし、納期及び減免制度については、平成18年度から三木市の制度に統一する。

(5) 入湯税の税率については、現行のとおりとし、課税免除規定については吉川町の制度に統一する。

(6) 都市計画税については、合併後、吉川町全域における都市計画法に基づく市街化区域及び市街化調整区域の区分設定の可否を含めた、新市における総合的かつ長期的なまちづくりの視点に立って調整する。

9 一般職の職員の身分の取扱い

(1) 吉川町の一般職の職員は、すべて三木市の一般職の職員として引き継ぐ。ただし、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。

(2) 吉川町の一般職の職員の給与、任用、配置その他の身分の取扱いについては、三木市の職員との均衡を考慮し、公正に取り扱う。

10 地域審議会の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定による地域審議会については、設置しない。

11 新市建設計画

新市建設計画は、「新市まちづくり計画」に定めるところによるものとする。

12 特別職の職員の身分の取扱い

(1) 吉川町の常勤の特別職(町長、助役及び教育長)については、合併の日の前日をもって失職する。

(2) 吉川町のその他の非常勤の特別職については、合併の日の

前日をもって失職する。ただし、合併後の審議会等の委員構成等については、適切な配慮措置を講じる。

(3) 報酬等については、三木市の制度に統一する。

13 条例、規則等の取扱い

条例、規則等は三木市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規設定、一部改正等を行うものとする。

次、8ページでございます。

14 事務機構及び組織の取扱い

(1) 事務機構及び組織については、市民サービスを維持向上させつつ、合併による行財政効果を生み出すことができるよう調整する。

(2) 吉川支所の機能、組織機構については、住民アンケート結果、各事務事業調整結果を踏まえ、身近な窓口サービスの維持を基本として調整する。

15 一部事務組合等の取扱い

三木吉川農業共済事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務、財産及び債務を三木市に引き継ぐ。

16 使用料、手数料等の取扱い

(1) 各種施設の使用料については、次のとおりとする。

ア 同一または類似する施設の使用料については、合併後速やかに三木市の料金水準に統一する。

イ 両市町特有の施設については、現行のとおりとする。

(2) 各種手数料については、合併時に三木市の制度に統一する。

17 公共的団体等の取扱い

公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整に努める。

(1) 目的が同一または類似し、両市町に並存している団体につ

いては、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

(2) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

(3) 独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとする。

18 各種団体への補助金、交付金等の取扱い

現行の各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情に配慮し、公共的必要性、有効性、公平性の観点から、合併後速やかに、次のとおり調整する。

(1) 同一あるいは同種の補助金については、統一の方向で調整する。

(2) 独自の補助金等については、補助金等の目的を明確化し、従来の実績等を考慮し、均衡を保つよう調整する。

(3) 整理統合できる補助金については、廃止できるよう調整する。

19 町、字の区域及び名称の取扱い

(1) 三木市及び吉川町の大字または字の区域については、現行のとおりとする。

(2) 三木市の大字名及び字名は現行のとおりとする。

(3) 吉川町の大字名は、現行の大字名の前に現町名(吉川町)を付した大字名とし、字名については、現行のとおりとする。

9ページに移っております。

20 市町の慣行の取扱い

(1) 市章については、合併時に三木市の市章に統一する。

(2) 市の花、推奨花については、合併時に三木市の市花、推奨花に統一する。吉川町の町花は、新市の推奨花とする。

(3) 市の木については、現行のとおりとする。

(4) 市旗については、合併時に三木市の市旗に統一する。

(5) 市の歌については、合併時に三木市の市歌に統一する。

(6) 市民憲章については、合併時に三木市の市民憲章に統一する。

21 国民健康保険事業の取扱い

(1) 国民健康保険税の税率については、それぞれ現行のとおりとし、平成18年度から三木市の制度に統一する。

(2) 保険給付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

(3) 国民健康保険運営協議会については、合併時に三木市の制度に統一する。

22 介護保険事業の取扱い

(1) 第 1 号被保険者の保険料については、それぞれ現行のとおりとし、平成18年度に統一する。

(2) 介護認定審査会は、合併時に三木市の制度に統一する。

(3) 介護保険料の減免については、合併時に三木市の制度に統一する。

(4) 社会福祉法人等による利用者負担の減免措置については、合併時に三木市の制度に統一する。

(5) 介護保険運営協議会については、合併時に三木市の制度に統一する。

(6) 介護保険事業計画については、合併時に三木市の制度に統一する。

23 消防団の取扱い

(1) 吉川町消防団は、合併時に三木市消防団に統合する。

(2) 吉川町消防団の団員である者については、合併時に三木市消防団に引き継ぐものとし、組織については、合併時に三木市の制度に統一する。また、定数については、合併後 5 年以内に適正化を図る。

(3) 消防団員報酬及び手当については、合併時に三木市の制度に統一する。

(4) 消防施設整備に対する補助金については、合併時に三木市の制度に統一する。

次、10ページでございます。

24 各種事務事業の取扱い

24 - 1 情報公開の取扱い

情報公開制度及び個人情報保護制度については、合併時に三木市の制度に統一する。

24 - 2 防災関係の取扱い

(1) 地域防災計画については、合併後平成18年度に策定する。

(2) 総合防災訓練については、合併時に三木市の制度に統一する。

(3) 三木市消防署吉川分署については、現行のとおりとする。

(4) 消防事務に関する規約等については、合併時に廃止する。

(5) 消防水利については、合併時に三木市の制度に統一する。

24 - 3 国際交流事業の取扱い

姉妹都市・友好都市については、合併後も交流を継続する。

24 - 4 納税関係の取扱い

吉川町の個人住民税及び固定資産税の納期前納付(報奨金)については、平成18年度から廃止する。

24 - 5 情報システム事業の取扱い

情報システム等は、原則として、合併時に三木市の現行システム等に統合する。ただし、合併時に統合することが困難なシステム等については、合併後、早期に統合する。

24 - 6 情報関係事業の取扱い

コミュニティ放送(エフエムみっきい)については、現行のとおりとし、放送エリアを吉川町全域に拡大するよう努める。

24 - 7 広聴広報関係事業の取扱い

(1) 広聴については、合併時に三木市の制度に統一する。

(2) 広報紙については、合併時に三木市の制度に統一する。

24 - 8 交通関係事業の取扱い

(1) 吉川町のコミュニティバスについては、現行のとおりとする。

(2) 吉川町の交通災害共済については、平成17年度で廃止し、兵庫県町交通災害共済組合から脱退する。

(3) 防犯灯の設置及び維持管理については、未設置箇所の整備促進など制度の充実を図り、合併時に統一する。ただし、吉川町内分の防犯灯の維持管理については、管理主体を整理のうえ、平成18年度より適用する。

次、11ページでございます。

24 - 9 障害者福祉事業の取扱い

(1) 福祉タクシー、福祉バス券交付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

(2) 重度身体障害者移動支援事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

(3) 住宅改造助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

(4) はり等施術助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

(5) 重度心身障害者（児）介護手当支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する。ただし、吉川町の現在の対象者については、平成18年度末までに統一する。

(6) 手話通訳者設置・派遣事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

24 - 10 高齢者福祉事業の取扱い

(1) 福祉バス券交付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

(2) 高齢者外出支援サービス事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

	<p>(3) 家族介護手当等支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>(4) 軽度生活支援事業については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>(5) 寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業については、社会福祉協議会と調整のうえ、合併時に制度を統一する。</p> <p>(6) 高齢者等住宅改造助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>(7) 訪問理容サービス助成事業については、社会福祉協議会と調整のうえ、合併時に制度を統一する。</p> <p>(8) 高齢者施設利用助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>(9) 高齢者生活支援型ホームヘルプサービス利用助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>(10) 配食サービス事業については、社会福祉協議会と調整のうえ、合併時に制度を統一する。</p> <p>(11) 福祉電話貸与事業については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>(12) 緊急通報システム事業については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>(13) 居宅寝たきり高齢者見舞い品事業については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>12ページの方に移ります。</p> <p>(14) 金婚夫婦祝賀事業については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>(15) 敬老祝金支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>(16) ひとり暮らし高齢者と青少年交流事業については、合併時に三木市の制度に統一する。</p>
--	--

(17) 敬老会事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。

(18) 高齢者大学、ことぶき学級については、現行のとおりとする。

(19) 在宅介護支援センター運営事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

24 - 11 児童福祉事業の取扱い

(1) 児童手当については、現行のとおりとする。

(2) 児童扶養手当については、現行のとおりとする。

(3) 児童センター、児童館については、現行のとおりとする。

(4) 保育所保育料については、平成18年度から統一する。

(5) 吉川町立保育所については、現行のとおり三木市に引き継ぎ、平成18年度から制度を統一する。

(6) 次世代育成支援対策推進行動計画については、合併時に三木市の計画に統一する。

(7) 家庭児童相談室については、合併時に三木市の制度に統一する。

(8) 肢体不自由児等の療育については、合併後、新市で支援する。吉川町は、北播磨肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園から合併の日の前日に脱退する。

24 - 12 その他各種福祉制度の取扱い

(1) 在日外国人高齢者特別給付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

(2) 在日外国人身障者特別給付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

(3) 福祉年金事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

(4) 三木市の合同慰霊祭については、合併後新市の合同慰霊祭として実施する。吉川町の追悼式については、地区慰霊祭として継

続する。

(5) 市立屋内ゲートボール場については、現行のとおりとする。

(6) 高齢者福祉センターについては、現行のとおりとする。

(7) 福祉会館については、現行のとおりとする。

(8) 市立デイサービスセンターについては、現行のとおりとする。

13ページに移ります。

(9) 地域交流委託事業については、合併後、5年を目途に廃止する。

(10) 災害弔慰金・見舞金支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

24 - 13 健康づくり事業の取扱い

(1) 三木市の健康福祉フェスティバルについては、新市全体のイベントとして存続する。吉川町の健康福祉まつりについては、地域活動として形を変えて存続する。

(2) 三木市総合保健福祉センター、吉川町健康福祉センターについては、現行のとおりとする。

(3) 吉川町の健康プールについては、現行のとおりとする。

(4) 吉川町の健康医療相談所については、現行のとおりとする。

(5) 成人・老人保健事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。

(6) 母子保健事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。

(7) 予防接種事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。

(8) 高齢者インフルエンザ事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。

24 - 14 人権(同和)対策関係事業の取扱い

(1) 人権尊重まちづくり基本計画については、合併時に三木市

の制度に統一する。

(2) 人権教育総合推進事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

(3) 人権教育指導専門員・指導員については、合併後1年以内に三木市の制度に統一する。

(4) 人権啓発イベントについては、合併時に三木市の制度に統一する。

(5) 人権・同和教育協議会については、合併時に三木市の制度に統一する。

(6) 隣保館については、現行のとおりとする。

24 - 15 社会福祉協議会の取扱い

社会福祉協議会の統合については、両市町社会福祉協議会の合併協議に委ねる。

24 - 16 保健衛生関係事業の取扱い

(1) 環境保全条例については、合併時に三木市の制度に統一する。

(2) 合併処理浄化槽設置整備補助事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

(3) 水洗便所等改造資金融資あっせん制度については、平成18年度から三木市の制度に統一する。ただし、平成17年度末までの吉川町の融資あっせん制度利用者に対する利子補給は、返済終了まで継続する。

(4) 福祉医療制度については、合併時に三木市の制度に統一する。ただし、母子福祉医療事業については、合併後2年以内に三木市の制度に統一する。

24 - 17 農林水産関係事業の取扱い

(1) 水田農業構想改革対策(転作)については、合併時に三木市の制度に統一する。

(2) 土地改良事業受益者負担割合については、合併時に三木市

の制度に統一する。ただし、継続事業については、現行のとおりとする。

(3) 国営東播用水土地改良事業については、現行のとおりとする。ただし、転用決裁金は合併時に三木市の制度に統一する。

(4) 農業振興関係については、次のとおりとする。

ア 土地改良事業補助については、合併時に三木市の制度に統一する。

イ 農業振興助成事業については、合併時に再編する。

ウ 集落営農推進事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

エ 農業制度資金については、合併時に三木市の制度に統一する。

オ 農業イベントについては、合併時に三木市の制度に統一する。

(5) 山田錦の館については、現行のとおりとする。

(6) 農業集落排水事業については、次のとおりとする。

ア 分担金については、合併時に三木市の制度に統一する。

イ 使用料については、合併時に三木市の制度に統一する。

ウ 吉川町の水洗便所等改造資金融資あっせん制度については、平成18年度から廃止する。ただし、平成17年度末までの吉川町の融資あっせん制度利用者に対する利子補給は、返済終了まで継続する。

24 - 18 商工観光関係事業の取扱い

(1) 中小企業等融資制度については、合併時に三木市の制度に統一する。

(2) 勤労者住宅資金融資制度については、合併時に三木市の制度に統一する。

15ページに移ります。

24 - 19 都市計画関係事業の取扱い

(1) 都市計画については、合併後 5 年以内に調整する。

(2) 開発指導については、合併時に三木市の制度に統一する。

24 - 20 建設関係事業の取扱い

(1) 建築行為等指導については、合併時に三木市の制度に統一する。

(2) 道路認定及び河川指定については、合併時に三木市の制度に統一する。

(3) 占用料については、合併時に三木市の制度に統一する。

(4) 市営住宅については、現行のとおりとする。

24 - 21 水道事業の取扱い

(1) 水道料金については、合併時に三木市の制度に統一する。

(2) 水道給水分担金については、合併時に三木市の制度に統一する。

(3) 水道工事負担金については、合併時に三木市の制度に統一する。

24 - 22 下水道事業の取扱い

(1) 下水道事業については、現認可期間である平成18年度末までは現行のとおりとする。平成19年度以降の計画については、合併後策定する。

(2) 受益者負担金については、合併後 5 年を目途に三木市の制度に統一する。

(3) 使用料については、合併時に三木市の制度に統一する。

(4) 水洗便所等改造資金融資あっせん制度については、平成18年度から三木市の制度に統一する。ただし、平成17年度末までの吉川町の融資あっせん制度の利用者に対する利子補給は、返済終了まで継続する。

24 - 23 市町立学校等の通学区域の取扱い

小・中学校の通学区域については、現行のとおりとする。

24 - 24 学校教育関係の取扱い

(1) 教育相談事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

(2) 要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

(3) 奨学金支給事業については、平成18年度までに新たな制度を検討する。

(4) 学校給食事業については、合併後5年以内を目途に調査検討し、実施する。それまでは現行のとおりとする。

(5) 吉川町立幼稚園については、現行のとおり三木市に引き継ぎ、合併後3年以内に新たな制度を検討する。

24 - 25 社会教育関係の取扱い

(1) 住民学習(人権学習)については、合併時に三木市の制度に統一する。

(2) 成人式については、合併後は統一して実施する。

(3) 図書館については、合併時に三木市の制度に統一する。

(4) 吉川町中央公民館は、三木市の公民館として引き継ぐ。

(5) 勤労青少年ホームについては、現行のとおりとする。

(6) 市民運動場・町民体育館については、合併時に三木市の制度に統一する。

(7) 野外活動振興事業(三木ホースランドパーク エオの森)については、合併時に三木市の制度に統一する。

(8) 両市町主催のスポーツ大会については、現行のとおりとする。体育協会等が主催する大会については、両市町の体育協会及び種目協会等に委ねる。

(9) 財団法人三木市スポーツ振興基金の事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

(10) スポーツクラブ21については、現行のとおりとする。

(11) 吉川町の地区体育推進員については、活動方法を自治会等による自主運営に移行する。

(12)文化財については、合併時に三木市の制度に統一する。

24 - 26 イベント関係の取扱い

(1)金物まつりについては、現行のとおりとする。

(2)吉川町ふるさとまつりは、平成19年から地域活動として、自治会・公民館を中心に実施する。花火大会については、平成19年から三木市に一本化する。

(3)墨華香るまちフェスティバルについては、現行のとおりとする。

(4)吉川町民体育祭については、自主的な地域活動の事業として継続する。

(5)吉川町の文化祭については、自主的な地域活動の事業として継続する。

24 - 27 行政区(自治会・行政連絡機構)関係の取扱い

行政区(自治会・行政連絡機構)制度については、合併時に三木市の制度に統一する。

17ページに移ります。

24 - 28 塵芥処理の取扱い

(1)廃棄物処理施設については、次のとおりとする。

ア ごみ焼却施設については、合併後速やかに三木市の施設に統合し、吉川町の施設は休止する。両市町の埋立処分場については、継続する。

イ 両市町のし尿処理施設については、継続する。

(2)ごみの収集については、両市町の体制で新市に引き継ぎ、平成18年度末までに調整する。

(3)廃棄物処理手数料については、両市町の額で新市に引き継ぎ、ごみの減量化等を考慮して、平成18年度末までに調整する。

(4)ごみの減量化・資源化については、次のとおりとする。

ア 資源化ごみ集団回収運動奨励事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

イ 生ごみ処理機等助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

25 その他必要な事項の取扱い

(1) 投票所については、現行のとおりとする。

(2) 期日前投票所については、現行のとおりとする。

(3) 指定金融機関等については、合併時に三木市の制度に統一する。

(4) 借地については、合併までに解消に努める。

(5) CI計画については、合併時に再編する。

(6) 新婚世帯家賃補助事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

(7) 国民体育大会の実行委員会については、現行のとおりとし、実施本部については、合併時に再編する。

以上が合併の協定書の文面でございます。

なお、調印式におきましては、次の18ページに調印書というものを一緒につけております。これにつきましては、三木市及び美嚮郡吉川町は地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づく三木市・吉川町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整い、両市町長が確認をしたのでここに署名調印すると、こういう調印書を用意をいたすものでございます。ここには、三木市長、吉川町長の方でそれぞれ署名調印をお願いするところでございます。

次の19ページのところでは、立会人の署名をお願いするところでございまして、兵庫県知事様、また合併協議会の顧問でおられます兵庫県議会議員鷲尾議員様、また合併協議会委員でもあります北播磨県民局の櫛笥局長様に立会人署名をお願いするところでございます。

次の20ページにつきましては、以降合併協議会の委員の皆様にお一人ずつ署名をお願いをする欄でございまして、20ページにつま

	<p>しては三木市の委員様、21ページにつきましても三木市の委員様、22ページから23ページにつきましては、吉川町の各委員の皆様にお一人ずつ署名をしていただく欄となっております。</p> <p>これが調印式に予定をいたしております協定書の資料でございます。</p> <p>今、ご説明をいたしました協定書につきましては、提案をいたしましたそれぞれの協定項目の調整内容の事項のみを記載をしておりますけれども、協議会の委員におかれましては、提案された調整内容を協議する中で調整の具体的内容の部分を協議をしていただきまして、合併協議会でそれぞれ確認、承認をしていただいたものでございます。この確認された具体的内容につきましては、両市町長で確認されまして、その取り扱いにつきましては協定書とともに保存され、その実現に向けて調整が図られることを申し添えておきたいと思っております。</p> <p>なお、ここでご了解をお願いをしたいわけですが、協定書におきましては軽微な句読点、接続詞等の変更が生じた場合は、会長、副会長に一任をさせていただきたい旨ご了解をお願いしたいと考えております。</p> <p>以上、協定書についての説明を終わらせていただきます。</p>
<p>加古議長</p>	<p>ただいま協議第69号につきまして説明をさせていただきました。</p> <p>ご質問、またご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>(発言する者なし)</p>
<p>加古議長</p>	<p>それでは、ご発言もないようでございますので、一応採決をさせていただきます。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第69号 合併協定書について、原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

<p>加古議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。全員挙手でございます。</p> <p>よって、協議第69号 合併協定書につきましては、原案のとおり決定いたしました。ありがとうございます。</p> <p>協議事項が終わったわけでございます。協議日程に移らせていただきますが、事務局より説明を願います。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、次第の5、その他の方に移らせていただきたいと思えます。</p> <p>24ページをお開きをいただきたいと思えます。</p> <p>その他といたしまして、2月2日の合併協定調印式について要領等について説明をさせていただきたいと思えます。</p> <p>24ページのところは、その実施要綱というものを上げさせていただいております、これも前回提案という形でご説明をさせていただいたとおりでございますけども、開催日時につきましては、平成17年2月2日水曜日、午前10時から開催をしたいと思っております。会場につきましては、三木市立教育センター4階の大研修室を充てております。出席者につきましては、三木市長、吉川町長さん、それから合併協議会の委員の皆様、それから合併協議会の監査委員さん、また三木市・吉川町の議会議員の皆様方等を予定をいたしております。また、来賓といたしましては、兵庫県知事、また国会議員の先生、また顧問でいらっしゃいます県会議員鷲尾先生、また北播磨県民局の職員の方々を来賓にお越しをいただく予定にいたしております。</p> <p>日程につきましては、10時開会をいたしまして、合併の経過報告、また調印、それぞれお願いをしました後、主催者のあいさつ、祝辞・祝電披露等々をする、おおむね1時間少々かと考えております。</p> <p>その同じ25ページのところにおきましては、調印式の次第を少し詳しく上げておりますけども、開会に始まりまして開式の言葉、また来賓の紹介、さらに合併の経過報告、さらに合併協定書の調印としまして、両市町長、また立会人、さらに特別立会人、それぞれの</p>

皆さん方に署名をお願いをする予定にいたしております。その後、主催者のあいさつ、また祝辞・祝電披露等々経まして、閉会をさせていただきたいと思っております。最後に閉式の言葉と、こういうふうになっております。

特に、その次に調印式の方法でございますけども、少し簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

繰り返しになると思いますが、司会進行につきましては事務局の方でさせていただきます。初めに三木市の助役より開会の言葉がございます。次に来賓の紹介をさせていただきまして、その後事務局より経過報告をさせていただきます。その後合併協定書の調印ということになりますけども、初めに三木市長、吉川町長様に署名をしていただくこととなります。

次に、委員さん方の署名ということになりますけども、26ページのところに会場の平面図をつけておりますけども、それをごらんになっていただきたいと思いますと思いますが、委員の皆様につきましては、市長、町長様が署名を終わりますと、三木市の委員さんにつきましては前列の中ほど、森本委員からお隣の これは三木市側の委員でございますけども、森本委員様から始めさせていただきまして、お隣の西垣委員、井川委員と横に順次署名をいただく予定にいたしております。2列目につきましては、同じく中ほどの和泉委員からさせていただきます。以下順に署名をいただきたいと思いますと思っております。吉川町の委員様につきましても、前列中ほどの永塩委員様より田中委員様、大西委員様の順にお願いをいたしまして、2列目につきましては大前委員さんから同じく順に署名を行っていただくことにいたしております。

その際には、署名の際には担当の者が書類をお持ちをいたしますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

委員さんの署名が終わりますと、まず県民局長の櫛笥局長さん、また顧問でいらっしゃいます鷲尾県会議員様、最後に兵庫県知事の

	<p>井戸知事様に署名をいただくということになります。</p> <p>署名につきましては、筆ペンを用意をさせていただいております。本日の協議会、一応閉会后にそのペンちょっと用意をさせていただいておりますので、一度試し書きを……。ちょっと用意させていただいておりますので、一度ちょっと試していただくようお願いいたします。</p> <p>調印が終わりますと、主催者のあいさつなり来賓の祝辞、祝電披露、最後に吉川町の助役さんの方から閉会の言葉という、こんな順序で調印式を進めさせていただきたいと思っております。</p> <p>また、調印式が終わりますと、その調印式終了後に来賓の方々と一緒に委員の皆様全員で記念写真の撮影を予定をいたしておりますので、それが終わるまで会場に残っていただきますようお願いいたします。</p> <p>また、その次の予定になりますけども、第14回目の協議会の日程につきましては、次第のところまで上げております。その他のところまで上げておりますけども、3月になりますけども、3月29日に三木市の教育センターの方で午後1時半から行わせていただきたいと思いますので、よろしくお祈りを申し上げます。</p> <p>以上、その他の関係につきまして説明を終わらせていただきます。</p>
加古議長	<p>ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたら、ご発言願いたいと存じます。</p>
小谷事務局長	<p>私が言うていいんかわからへんけど、印鑑は要らんねんな。</p> <p>署名をしていただく際、市長と町長様には公印を押していただきます。協議会の委員の皆様方は、署名だけお願いをいたします。印鑑は要りません。公印は市長と町長だけお願いをしたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
加古議長	<p>名前だけ書いていただいたらええというこっちゃん。</p> <p>ほかにご質問ございませんか。</p>

<p>加古議長</p>	<p>(「なし」の声あり)</p> <p>ないようでしたら、本日の第13回合併協議会につきましては、以上でお開きというような形にさせていただいてよろしゅうございますか。</p>
<p>加古議長</p>	<p>(「はい」の声あり)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p>
<p>岩波副会長</p>	<p>それでは、閉会の言葉を岩波副会長さんの方からお願いします。</p> <p>どうもありがとうございました。13回目の協議会、新年始まってほぼ1カ月になりますけれども、大変ご多忙のところ開催をさせていただきまして、全委員さんご出席をいただきました。これまで12回で調整、協議をしてまいりました協定項目につきまして、確認の意味でご協議をいただきました。全会をもってご承認をいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>また、去年は本当に4月から以降いろいろとお世話になりまして、心から厚く御礼を申し上げます。なかなかそれぞれの自治体の長い歴史の中で、その進め方はいろいろと違うところがありますので、すべてを一にするということは、これはもう不可能であるということではありますが、できる限り広く高い高所からご判断をいただきまして、今日を迎えることができたということで、大変新しい時代に向かっていく中で意義あることであるというふうに認識をいたしておるところでございます。</p> <p>おかげで予定どおり2月2日に調印をさせていただく運びになりました。ぜひ全委員さんご出席をいただきまして、この将来に残る協定項目につきまして、力を込めてご署名をいただいて成立をいただけたらありがたいと、このように考えておるところでございます。</p> <p>いろいろと振り返って思うことは、会長さんが最初申し上げたとおりでございます。また2日の日に、私は私なりに吉川町の代表としてお礼のごあいさつをしたいと、このように考えてます。</p> <p>以上をもちまして、正式な協議はこれで終わらせていただきます。</p>

加古議長

これまでのご協力に感謝を申し上げまして、きょうの会議を閉じます。ありがとうございました。

どうもありがとうございました。

閉会 午後2時32分